

平成 19 事務年度保険会社等向け監督方針について

金融規制の質的向上

金融行政を巡る局面のシフト

- これまでの利用者保護・利用者利便の向上に向けた取組みについて、一層の定着・深化を図っていく必要。
- 金融規制・監督の質が金融・資本市場の競争力を左右。我が国金融・資本市場の活性化・国際競争力強化が優先的政策課題。

監督の質的向上

- ① ルール準拠の監督とプリンシプル準拠の監督の最適な組合せ
- ② 行政資源の有効活用による優先課題への対応
- ③ 保険会社等のインセンティブ重視・自助努力の尊重
- ④ 行政対応の透明性・予測可能性の一層の向上

重点分野

1. 一層の業務改善に向けた保険会社等の組織一体的な取組の促進

保険会社等が業務の適切性を確保していくためには、適切な経営管理の下、自主的な業務改善に組織一体となって取り組むことが重要。

これを踏まえ、業務改善に向けた各社の自主的な努力を尊重しつつ、適切かつ自律的な業務改善プロセスが構築されているか検証し、必要に応じ改善を促していく。また、その際には、業務改善に向けたインセンティブも重視する。

- (1) 適切な保険金等支払管理態勢の構築
- (2) 適切な保険募集態勢の確立
- (3) 相談・苦情処理態勢の充実
- (4) 契約者等の個人情報管理態勢の整備

2. 保険会社等の業務規模・態様に応じた監督対応

保険会社等の業務規模は、金融コングロマリットのような大規模のものから、少額短期保険業者のような総じて小規模のものまで多様。また、保険募集の形態も、募集人・代理店中心のもの、広告中心のものなど多様であり、各社によって重点の置き方に特色がある。

これを踏まえ、保険会社等の現状や課題について対話を通じて十分に把握し、業務規模・態様に応じた監督対応を行っていく。

- (1) 特定保険業者への対応
- (2) 少額短期保険業者への対応
- (3) 保険持株会社・コングロマリットへの対応
- (4) 保険募集形態の特色に応じた対応

3. リスク管理の高度化の促進

消費者等のニーズの多様化・複雑化や市場環境の変動の中で、保険会社が様々なリスクを適切に把握し、契約者等に対する責任を的確に果たすためには、リスク管理の高度化等による財務健全性の確保や財務情報の適切な提供が必要。

これを踏まえ、リスク管理態勢については資産負債を一体として経済価値で評価する態勢を各社がとることを念頭に置いた監督を行う。その際には、各社の現状や課題について、対話を通じて十分に把握する。

- (1) 資産負債管理及びリスク管理の高度化
- (2) 財務情報開示の充実
- (3) 適正な責任準備金積立水準の確保
- (4) 参考純率及び付加保険料の検証

4. 保険市場への参加者（ステークホルダー）との十分な意思疎通の確保

保険業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保し、保険契約者等の保護を図っていくためには、金融庁と保険会社、保険募集人、保険代理店、保険仲立人、消費者及びそれらの関係団体等が有する経験と知見を互いに十分共有することが重要である。

このため、監督当局としては、上記の保険会社、関係団体等をはじめとする保険市場への参加者（ステークホルダー）との意見交換を積極的かつ定期的に行い、経験・知見の共有と意思疎通の確保に努めていく。